

第三十七号の八の二様式(第六条の二十の二関係)(A4)

第6条の20の2に係る届出書

下記の者は、精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたので、建築基準法施行規則第6条の20の2の規定により届け出ます。

年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長 殿

〒
住 所
氏 名.....
本人との続柄

記

- ふりがな
- 1 氏 名
 - 2 生 年 月 日
 - 3 交 付 番 号
 - 4 交付年月日

備考 病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付すること。